

平成23年8月5日  
住宅局建築指導課

## 指定確認検査機関等の立入検査及び監督処分状況等について (平成22年度年次報告)

国土交通省では、指定確認検査機関等による業務の公正かつ適確な実施を確保するため、指定権者である国土交通大臣の命令を受けた検査員が指定確認検査機関等の事務所に立ち入り、指定基準への適合状況や指定に係る業務の実施状況等について検査を行っています。

平成22年度における指定確認検査機関、指定認定機関及び指定性能評価機関への立入検査の結果、指定確認検査機関及び建築基準適合判定資格者の監督処分等について年次報告をとりまとめましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 指定確認検査機関

##### ①立入検査の実施状況

国土交通大臣指定の指定確認検査機関(国指定のうち地方整備局長指定を除くもの。平成23年3月31日現在21機関)の全てに対し、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の31第1項の規定に基づき、立入検査を行いました。

立入検査においては、機関の職員へのヒアリングや書類検査等により、指定基準への適合状況(確認検査員及び補助員の数、等)、帳簿整備状況、確認検査の実施方法、審査した建築計画の法適合性、「建築確認手続き等の運用改善」の内容に沿った審査の実施状況等について検査を行いました。

また、地方整備局指定の指定確認検査機関(国指定のうち業務区域の全てが一の地方整備局の管轄する区域内であるもの。平成23年3月31日現在35機関)については、当該地方整備局が指定権者として立入検査を行いました。これらの立入検査に関する概要報告は、別途、各地方整備局より行われます。

さらに、構造に関する審査の適確な実施を確保するため、国指定の指定確認検査機関に対する立入検査において、当該機関が確認処分を行った物件の中からサンプル物件を抽出し、学識経験者等による検証体制を有する者が設計図書に基づいた再計算等を行うことにより、構造計算等の妥当性について詳細に検証しています。検証の結果、妥当性に疑義のある物件については、特定行政庁に建築物の安全性等の調査を依頼しています。

(参考)都道府県等の指定確認検査機関への立入検査実施状況について

都道府県指定の指定確認検査機関に対する法第77条の31第1項の規定に基づく当該機関を指定した都道府県による立入検査又は指定確認検査機関に対する同条第2項の規定に基づく特定行政庁による立入検査については、延べ337件実施されました。

## ②処分状況

国(国土交通大臣及び地方整備局長)指定の指定確認検査機関に対する法第77条の30及び法第77条の35の規定に基づく処分並びに建築基準適合判定資格者に対する法第77条の62の規定に基づく処分は以下のとおりです。

監督命令においては、当該機関に対し、業務改善計画書を作成し国土交通省へ報告させるとともに、命令の日から1年間、改善計画の実施状況について四半期ごとに報告させ、国土交通省において、改善計画の妥当性及び確実な実施について確認しています((株)近畿確認検査センターについては、命令の日から6月間、3ヶ月ごとに報告)。また、平成23年度の立入検査においても、改善計画の実施状況を検査する予定です。

なお、これら処分に関する建築物については、除却又は建築確認の再申請により是正が行われ、適法な状態となっております。

(注)

- これらの処分については法第77条の30第2項、法第77条の35第3項及び法第77条の62第3項によりすでに公告(官報掲載)したものをとりまとめたものです。
- 個別の指定確認検査機関の監督処分及び建築基準適合判定資格者の行政処分については「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」(<http://www3.mlit.go.jp/>)で参照できます。

### 1)指定確認検査機関の処分

処分日	機関名	処分理由	処分内容
平成22年4月7日	(株)近畿確認検査センター (近畿地方整備局長指定)	完了検査において、実地において検査すべき部分についてこれを行わず検査済証を交付した。	監督命令
平成22年4月22日	(株)西日本住宅評価センター (国土交通大臣指定)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、建築基準法第61条に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。	監督命令
平成22年6月30日	(株)神奈川建築確認検査機関 (関東地方整備局長指定)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、建築基準法第58条に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。	監督命令
平成22年6月30日	イーハウス建築センター (株) (関東地方整備局長指定)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、建築基準法第58条に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。	監督命令
平成23年3月10日	九州住宅保証(株) (九州地方整備局長指定)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、建築基準法第48条第3項に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。	監督命令

### 2)建築基準適合判定資格者の処分

処分日	資格者名	処分理由	処分内容
平成22年4月6日	澄川 寛次	完了検査において、建築基準法第77条の27第1項の認可を受けた確認検査業務規定に定める確認検査の方法に従わないで、検査済証を交付させた。	業務禁止 3月
平成22年4月21日	服部 功	建築確認において建築基準関係規定に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付させた。	業務禁止 40日
平成22年6月30日	金児 英文		業務禁止 1月
平成22年6月30日	北村 眞治		業務禁止 1月
平成23年3月10日	諫山 洋		業務禁止 1月

### ③その他立入検査における主な指摘事項

その他、立入検査における主な指摘事項は以下のとおりです。当該機関に対しては、改善措置を講じて国土交通省へ報告するよう指導を行っています。国土交通省においては、改善措置の妥当性について確認するとともに、改善措置の実施状況については、平成23年度の立入検査において検査する予定です。

指 摘 事 項	
1	都市計画施設の区域や市街地開発事業の施行区域、道路に係る指定等、建築物の立地や建築時期、規模、用途等に応じて適用される規定に関する情報について、審査の際の確認が不十分な事例が見受けられた。
2	建築基準関係規定に係る特定行政庁の解釈について、審査の際の確認が不十分な事例が見受けられた。
3	構造設計に係る建築士の関与の内容について、保存されている図書からは確認できない事例が見受けられた。
4	閲覧のために備え置かれている書類の一部が最新のものに更新されていない事例が見受けられた。
5	確認申請書の補正等を求める書面に関する審査経過が判然としない事例が見受けられた。

### ④構造計算等の妥当性サンプル調査

#### 1)平成21年度調査

平成21年度の立入検査において抽出し、構造計算等の妥当性について検証を実施した57件については、全て耐震性に問題はないとの結論が出ました。

#### 2)平成22年度調査

平成22年度の立入検査において抽出し、構造計算等の妥当性について検証を実施した85件のうち、80件については耐震性に問題はないとの結論が出ましたが、5件について継続調査中です。

#### 3)構造計算等の妥当性サンプル調査における主な指摘事例

建築物の設計や建築確認における審査に当たって参考にさせていただくため、平成19～22年度における構造計算等の妥当性サンプル調査において、学識経験者等から指摘のあった主な事例を別添のとおり取りまとめました。

なお、当該事例については、指定確認検査機関、指定構造適合性判定機関及び特定行政庁に対して通知し、確認審査に当たって、同様の事例を発生させることのないよう、注意喚起を行いました。

## 2. 指定認定機関及び指定性能評価機関

### ①立入検査の実施結果について

#### (1) 立入検査の実施状況

国土交通大臣指定の指定認定機関(平成23年3月31日現在8機関)の全て及び指定性能評価機関(平成23年3月31日現在25機関)のうち23機関に対し、法第77条の49第1項(法第77条の56第2項において準用する場合を含む)の規定に基づき、立入検査を行いました。

立入検査においては、機関の職員へのヒアリングや書類検査等により、指定基準への適合状況、帳簿整備状況、性能評価の実施方法等について検査を行いました。

#### (2) 主な指摘事項

立入検査における主な指摘事項は以下のとおりです。該当する機関に対しては、改善措置を講じて国土交通省へ報告するよう指導を行い、国土交通省において、改善措置の妥当性について確認するとともに、平成23年度の立入検査においても、改善措置の実施状況を検査する予定です。

法第77条の47第1項(法第77条の56第2項で準用する場合も含む。)の規定により備え付け義務のある帳簿等の記載内容について、一部の誤記又は記載漏れがあった。(指定認定機関2機関、指定性能評価機関9機関)

### ②国土交通大臣による構造方法等の認定に係る性能評価の適確な実施の確保について

指定性能評価機関による性能評価の適確な実施を確保するため、指定性能評価機関に対し、国土交通大臣による構造方法等の認定に係る性能評価書の作成に当たって図書の不整合、記載内容の不足等の不備がないようにする旨を業務規程上位置づけるよう、認定に係る審査の際に是正された不備の具体例と併せて通知しており、代表的な不備の例は以下のとおりです。

1	(超高層建築物等の構造方法の認定に係る性能評価) 層せん断力が設計用せん断力を超える部分がある場合の検討及び結果についての説明が不十分である。
2	(指定建築材料の認定に係る性能評価) 寸法許容差に係る記載が不十分である。
3	(耐火構造、防火構造等の認定に係る性能評価) 過去の申請案件に記載されている凡例的な試験体選定理由が転記されており、記載が不十分である。
4	(耐火性能を有する主要構造部の認定に係る性能評価) 計画の変更に係る申請において、当該変更部分(火災室の追加等)の検証に関する記載が不十分である。
5	(エレベーターの構造等の性能評価) 性能評価資料の記載内容と申請仕様に数値等の不整合がある。